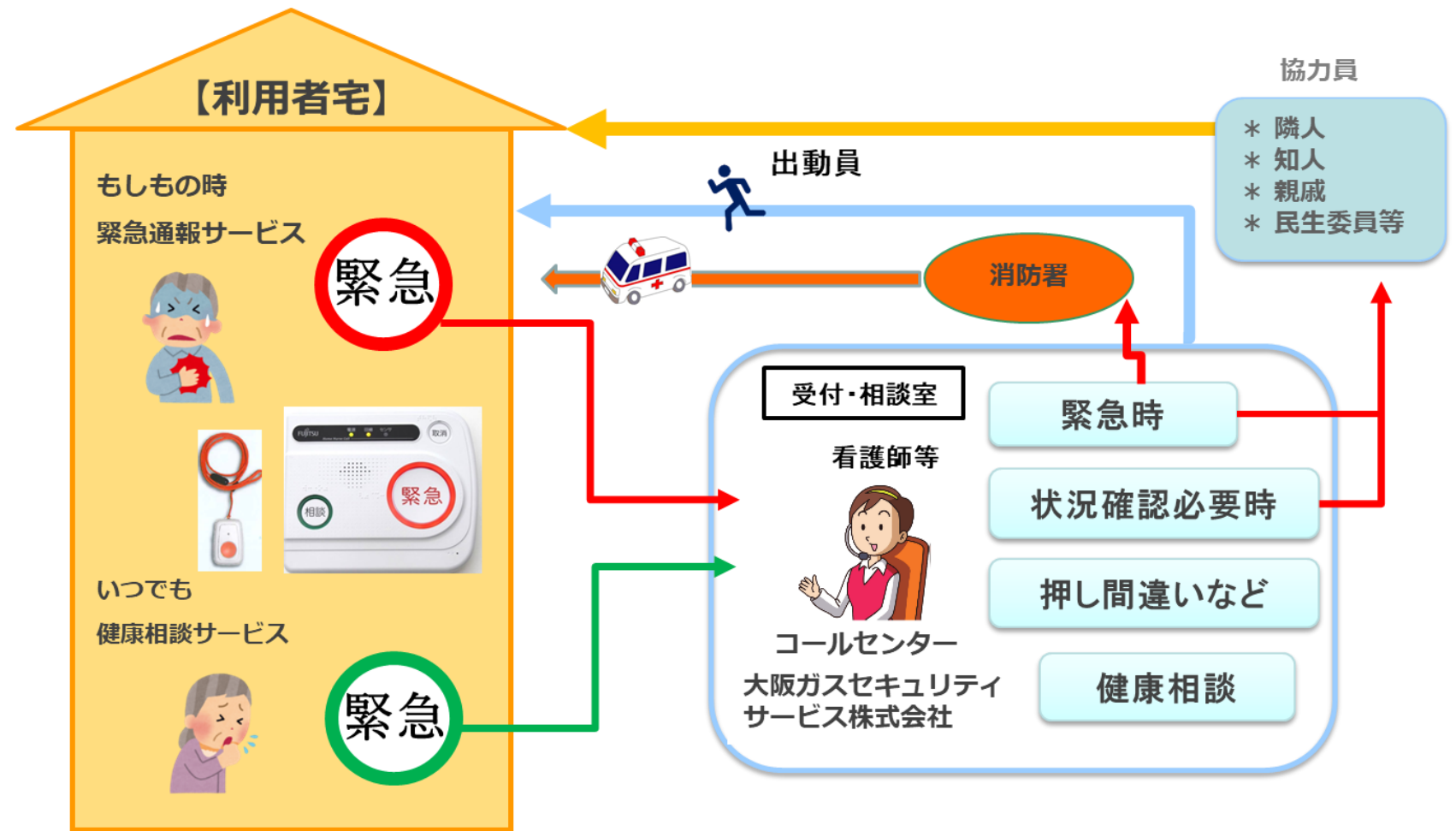


安心・安全の支援

緊急通報装置をお貸します

- 内容** 受信送信機、携帯用ペンダント、火災報知器が貸与され、市の委託事業者が設置します。緊急時には緊急ボタンまたは携帯用ペンダントのボタンを押せばコールセンターにつながり、必要に応じて消防署や警察署、協力員に連絡するとともに場合によっては出動員が現場に急行します。また、相談ボタンを押せば看護師につながり健康に関する相談をすることができます。火災報知器が火災を感知したときは自動的にコールセンターに通報されます。
- 対象者**
 - ・おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯
 - ・一人暮らしで身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人
 - ・同居人が、日中又は夜間の就労のため、一時的に高齢者又は障がい者のみとなる世帯を含む)
- 費用** 非課税世帯は無料。ただし、所得税が課税されている世帯の人及び、日中又は夜間独居世帯は月額最高 1,210円（令和6年11月から）の費用負担が必要です。毎年度の6月に課税状況調査を行い負担額が変更になることがあります。
- 申請** 高齢介護課へ申請にあたっては次の書類等が必要です。
 - ①泉大津市緊急通報装置貸与申請書
 - ②実態把握調査票
 - ③緊急通報装置協力員承諾書 3名分（10分程度でご自宅にかけつけられる人）
 - ④同居者勤務等状況書（日中、夜間独居世帯の人は必要）※③の協力員が見つからない場合は泉大津市高齢介護課まで連絡ください。
- その他** 協力員への緊急連絡体制について
 - ・家族関係者で協力員になっていただいた人については24時間体制で協力いただいております。
 - ・隣人、知人、友人、民生委員、福祉委員等の協力員については午後9時から午前7時までは緊急連絡せず、担当の係員が対応します。



泉大津市 高齢介護課
0725-33-1131 (代表)